【規程番号　神女短Ⅳ－005】

神戸女子短期大学教員資格審査基準

（目的）

第１条　本学の教員は、本学の建学の精神を十分に理解し、その目的、使命を達成するのに誠実で、教育及び研究に熱意のある者でなければならない。

（教授の資格）

第２条　教授の資格基準は、次の各号の一に該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 芸術上の優れた業績があると認められる者、及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては、実際的な技術に秀で、教育の経歴があると認められる者

(5) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(6) 研究所、試験所、病院等に在職し、特に優れた研究上の業績があると認められる者

(7) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第３条　准教授の資格基準は、次の各号の一に該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前条に規定する教授となることのできる者

(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(3) 高等専門学校において准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(4) 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5) 修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(6) 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績があると認められる者

(7) 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第４条　講師の資格基準は、次の各号の一に該当する者とする。なお、講師は、学校教育法上置かなければならない職ではないが、本学が必要とする時は、この資格基準に従う。

(1) 第２条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力、知識及び経験があり、本学において特に必要と認められる者
(3) その他の講師の規定は、「行吉学園講師規程」に定める。

（助教の資格）

第４条の２　助教の資格基準は、次の各号の一に該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
(1) 第２条又は第３条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(3) 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(4) その他の助教の規定は、「行吉学園助教規程」に定める。

（助手の資格）

第５条　助手の資格基準は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
(3) その他の助手の規定は、「行吉学園助手規程」及び「行吉学園研究助手規程」に定める。

（基準の改廃）

第６条　この基準の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この基準は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

１　この基準は、平成６年４月１日から施行する。

２　この基準を施行する際、すでに大学設置審議会又は本学教員資格審査会において、講師以上の適格の判定を受けた者は、この基準によって審査され適格と判定されたものとする。

附　則

この基準は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成 19 年４月１日から施行する。

この基準の改正前の助教授としての経歴・在職は、改正後の准教授としての経歴・在職とみなす。

附　則

この基準は、平成 20 年 12 月９日から施行する。

附　則

この基準は、平成 27 年４月１日から施行する。